

令和 5 年 10 月 25 日
農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

飼料安全法における温室効果ガス（GHG）削減資材の取り扱いについて
（GHG 削減効果を謳って販売することの是非等）（案）

1. 背景

- （１）「みどりの食料システム戦略」では、温室効果ガス（GHG：Green House Gas）の削減効果の高い飼料の開発に取り組むこととしている。
- （２）令和 4 年 1 月、農業資材審議会においては、この取組の推進に向けて、GHG 削減を目的として飼料に添加する資材を「飼料添加物」に位置付けるよう整理することが了承され、同年 9 月、このような資材について評価を行うための評価基準を定めたところ。
- （３）同審議会においては、家畜等の栄養に供することを主目的とし、副次的に GHG 削減効果が期待される資材（脂肪酸カルシウム等）については、これまでどおり飼料原料として取り扱うものとして整理されたところであるが、これらのものについて、GHG 削減効果を謳って販売することの是非について明確にしていなかった。
- （４）また、GHG 削減を目的として開拓された天然の資材を飼料利用しようとする場合において、飼料添加物の指定の可否を明確にしていなかった。
- （５）昨今、国内外で GHG 削減資材についての研究・開発が加速化していることから、この取り扱いについて明確にする必要がある。

2. 考え方

- （１）「飼料添加物」とは、特定の用途（※）に供することを目的に飼料に添加等によって用いられるもので、農林水産大臣に指定されたもの、とされており、指定を受けていない資材を飼料添加物の効果を謳って

販売することについては、従前から不適切として指導してきたところ。これは、飼料添加物の申請事業者に対する公平性・公正性の確保、優良誤認の回避等のためであり、GHG 削減資材についても、原則同様の取扱いとすることが妥当と考えられる。

※ 飼料安全法に基づく「飼料添加物」の用途

- ① 飼料の品質の低下の防止
- ② 飼料の栄養成分その他有効成分の補給
- ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進

(2) GHG 削減を目的として開拓された資材は、これまでの飼料と異なり、必ずしも家畜の生産性向上に資するものとは限らず、場合によってはその有効成分が、家畜の生産を阻害する物質である可能性がある。このため、安全性も確認した上で流通させることが適切と考えられる。

3. 対 応 (案)

GHG 削減資材の飼料利用に係る取り扱い等については、以下のとおりとする。(別紙参照)

- ・ GHG 削減を目的として販売するものは、原則、飼料添加物としての指定を受ける必要があるものと整理する。
- ・ 飼料添加物指定を受けていないものは、GHG 削減効果を謳って販売してはならないものとする。
- ・ 効果を謳って販売しないものは、事業者が安全性に関するデータを収集し安全性を担保した上で、飼料原料として利用することができるが、有害物質を含む蓋然性が高い飼料については、農業資材審議会飼料分科会で審議の上、基準・規格の設定等の要否について検討を行うこととする。

GHG 削減効果があるとされる資材の飼料利用に係る取り扱い等（案）

GHG 削減効果を目的として 販売するもの	・ 飼料添加物 (農業資材審議会飼料分科会等で審議の上、効果と安全性を評価。) ・ GHG 削減効果を謳って販売可能。
GHG 削減効果を目的として 販売しないもの	・ 飼料原料 (基本的には、他の飼料原料と同様に、事業者が安全性に関するデータを収集し担保する責任がある。 ただし、有害物質を含む蓋然性が高い飼料については、農業資材審議会飼料分科会で審議の上、基準・規格の設定等の要否について検討を行う。) ・ GHG 削減効果を謳って販売してはならない。